

陸軍慰安所における軍紀・風紀に ついての一考察

——慰安所で発生した事件やトラブルの実態——

松野 誠也

目 次

はじめに

1. 中国戦線における日本軍の軍紀・風紀と慰安所
2. 慰安所で発生した事件やトラブル
 - (1) 対上官犯の発生
 - (2) 軍人同士の抗争
 - (3) 慰安所の破壊, 放火など
 - (4) 慰安婦に対する暴力や脅迫
3. 慰安所規定における飲酒と暴力に関する規制について
おわりに

はじめに

日本軍における「慰安婦」制度の展開については、吉見義明氏の優れた研究によって実態解明が進められ、慰安所の設置は派遣軍や方面軍など現地軍の参謀部の指示のもとに遂行されたことや、日中戦争の拡大とともに中国戦線の各地に慰安所が続々と設置された経過などが詳らかにされ、この制度の創設・運用の主体は軍であったことが明らかにされた。また、日本軍が「慰安婦」制度を必要とした理由は、①性暴力・性犯罪の防止、②「慰安」の提供、③性病予防、④軍の機密保持・スパイ防止（防諜）

の四つであったが、①については役に立たなかったこと、②については勝利の見通しのない無謀な戦争に休暇制度も不十分なまま長期間戦場に将兵を釘付けにしておくために性的な「慰安」が必要だとされたこと、③については性病患者は減少せず、かえって増加したことが明らかになっている¹⁾。

次に、慰安所の制度的性格については、永井和氏が日中戦争期に作られた陸軍の慰安所は軍の後方施設である野戦酒保に付属する「慰安施設」だったことを論証している²⁾。そして、慰安所は日本軍が軍事上の必要性に基づいて設置・管理した将兵向けの施設であり、民間の業者が不特定多数の客のために営業していた公娼制度とは異なるものであって、「慰安所が軍の施設であるかぎり、そこでなされた『慰安婦』に対する強制や虐待の最終的な責任が軍に帰属するのは明らかであろう」と指摘している³⁾。

このように、実態解明は進んでいるが、一方で、歴史学が取り組むべき課題はいまなお残されていると思われる。そのなかでも、慰安所における軍人・軍属の実態については、具体的な検討が十分なされているとは言い難い状況にあるのではないだろうか⁴⁾。特に、元「慰安婦」の証言で数多

1) 以上、吉見義明編集・解説『従軍慰安婦資料集』（大月書店、1992年）、同『従軍慰安婦』（岩波新書、1995年）など。なお、「慰安婦」問題全般に関する研究の到達点と課題については、同『従軍慰安婦』問題研究の到達点と課題』（『歴史学研究』第849号、2009年1月）を参照のこと。

2) 永井和『日中戦争から世界戦争へ』（思文閣出版、2007年）432-436頁、同『「慰安婦」問題 破綻した『日本軍無実論』』（『世界』第873号、2015年9月）。

3) 前掲『「慰安婦」問題 破綻した『日本軍無実論』』。

4) なお、吉見氏は、迫撃第4大隊に所属した兵士を事例として、氏名を偽っての慰安所通い、泥酔、喧嘩、将校による「慰安婦」の連れ出しといったトラブルの発生や、慰安所通いの一端を明らかにしているが（吉見「南京事件前後における軍慰安所の設置と運営」、笠原十九司・吉田裕編『現代歴史学と南京事件』柏書房、2006年）、こうした研究はまだ少ない状況にある。

くみられるのが、軍人などから受けたひどい暴力の記憶であるが（殴られる、蹴られる、軍刀や銃剣で斬り付けられるなど）⁵⁾、歴史学ではこうした証言を裏付けていく研究はまだ進展していない状況にあると思われる。

そこで本稿では、1937年7月の日中全面戦争開始から1941年12月のアジア太平洋戦争開戦までの時期における中国戦線を対象として、軍紀・風紀の問題から陸軍慰安所における日本軍軍人・軍属の実態に迫ることとした。具体的には、慰安所において発生した対上官犯や軍人同士の深刻なトラブル（抗争や殺人）、軍人・軍属による慰安所の破壊や放火、「慰安婦」に対する暴力の実態を明らかにする。また、加害者に対する処罰の実態や、慰安所において飲酒や暴力がどのように規制されていたのかについても検討したい。これらは日本軍の「慰安婦」制度をめぐる研究を深化させるだけではなく、中国戦線の日本軍の実態を考察するうえでも必要となる基礎的作業であると考えている。

以下、資料の引用に際しては、適宜、旧漢字を新漢字に改め、漢字にふりがなを付すとともに、句読点を追加し、改行位置を変更している。また、〔 〕は引用者による補足を、□は判読できなかった文字であることを示す。なお、読みやすさを考え、「慰安婦」のカギ括弧は以下省略する。

1. 中国戦線における日本軍の軍紀・風紀と慰安所

最初に、中国戦線に派遣された日本軍の軍紀・風紀の実態を確認しよう。日本敗戦後に元参謀本部編制動員課動員班員がまとめた資料には、

5) 慰安所で軍人から凄まじい暴力を受けた元「慰安婦」の証言については、川田文子『皇軍慰安所の女たち』（筑摩書房、1993年）、西野瑠美子・金富子責任編集『証言 未来への記憶 アジア「慰安婦」証言集Ⅰ南・北・在日コリア編上』（明石書店、2006年）、同『証言 未来への記憶 アジア「慰安婦」証言集Ⅱ南・北・在日コリア編下』（明石書店、2010年）などを参照されたい。

1937年7月の日中全面戦争の開始から1938年10月までの時期における軍紀・風紀について次のように記されている。

軍隊ハ国民ノ盛ナル歓送ノ中ニ勇躍戦地ニ向ヒ士気甚ダ旺盛ナリ、然レドモ日露戦争以來始メテノ大動員ニシテ久シク軍事ヨリ離レタル応召者多ク、始メテ入隊セル未教育ノモノ又少ナカラス、父子召集ト言フカ如キ老齡者モアリ、特ニ幹部中指揮能力著シク低キモノ多ク且新編成部隊ノ掌握団結不十分ニシテ甚シキハ氏名サヘ判明セサルニ戦線ニ投セラレシモノアリ、之カ為軍隊ハ上級指揮官ノ所期ノ如ク動カス延テハ指揮権軟弱化シ甚シキハ下士官実質的ニ指揮シテ中小隊長ハ「ロボット」的存在ナリシ部隊サヘアリ、勢ヒ対上官犯ハ相当ニ頻発セリ尚多面酒色ニ因ル犯罪、掠奪強姦等ノ対住民犯罪相当ニ頻発セリ⁶⁾

また、日中戦争が長期化し、帰還の見通しを失った将兵が自暴自棄になって犯行に及んだケースが多かったことが指摘されている。早尾帛雄軍医中尉（精神科医・金沢医科大学教授）は、1938年4月に上海第1兵站病院で記した「戦場神経症並ニ犯罪ニ就テ」⁷⁾と題する論文のなかで、「懐郷症若クハ神経衰弱症」について論じている。そこでは、南京攻略戦後、「酒ハ切りニ加給セラレ慰安場ハ益々増設セラレタリ。将兵ハ戦勝ノ歡喜ニ酔ヒ酒ニ女ニ是日モ足ラサル状態ハ続ケラレ」たがそれだけでは心が満たされずに内地への帰還を夢見たが、「事実ハ反之古キ者ハ益々残り新シキ者ハ

6) 大江志乃夫監修・解説『支那事変大東亜戦争間動員概史』（不二出版、1988年）295頁。

7) 高崎隆治編・解説『軍医官の戦場報告意見集』（不二出版、1990年）所収。以下、この論文の出典はこれと同じである。

却テ内地へ帰還ナスアリ、或ハ崇敬ヲカサリシ軍司令官ノ凱旋」といった「刺激ハ将卒ノ上ニ痛ク響キ終ニハ自暴ノ乱酒」や懐郷の念をますます募らせることとなり、その結果、「犯罪者ヲ頻発」させたり「懐郷病者ノ発生」をみるにいたったと記している。

このように、中国戦線の日本軍は、対上官犯や対住民犯罪を頻発させていたのであり、軍紀・風紀が紊乱していたのであった。そして、日中戦争が長期持久戦となるなかで、陸軍中央はこの問題に向き合わざるを得なくなった。

陸軍省が1940年9月19日に通牒した「陸密第一九五五号 支那事変ノ経験ヨリ観タル軍紀振作対策」⁸⁾は「支那事変ノ経験ニ基キ軍紀振作上主トシテ軍隊ニ於テ着意スヘキ事項ヲ記述」したもので、教育指導の参考資料として配布されたものだが、ここでは、「支那事変間ニ於ケル犯罪、非行ノ特色」について、「軍紀犯ハ平時ノ数倍ニ達シ就中軍紀上最モ忌ムヘキ上官暴行脅迫同侮辱犯激増シ、逃亡、掠奪、強姦、賭博等ノ悪質犯及經理上ノ非違行為多発シ、幹部ノ犯罪非行亦少カラサルコトハ其ノ特色トス、而シテ犯罪ノ件数ハ時日ノ経過ト共ニ漸増ノ趨勢ヲ示シ党与上官暴行、用兵器上官殺害等ノ悪質犯発生セルハ特ニ注意ヲ要スル所ナリ」と分析し、犯罪の特徴として、犯罪者・非行者の大部分は飲酒を伴うこと、悪質犯は予備役・後備役に多いこと、「事変地ニ於ケル犯罪非行ハ戦闘直後及駐軍間ニ多発シ移動間特ニ戦闘間ハ少キコト」、「事変地ニ於テハ住民ニ対シ徒ラニ優越感ニ駆ラレ生起スル事犯多キコト」などが指摘されている。

さらに、「支那事変下ニ於ケル軍隊ノ内務ハ遺憾ナカラ極メテ不振ニシテ之ニ因由スル幾多ノ事故ヲ発生シアリ」としたうえで、「兵營ハ苦楽ヲ共ニシ死生ヲ同ウスル軍人ノ家庭」とされながらも相互融和の気風を欠

8) 額綱厚編・解説『軍紀・風紀に関する資料』（不二出版、1992年）所収。以下、この資料の出典はこれと同じである。

き、「或ハ傷害事件ヲ惹起シ或ハ内務班（宿舎内）ハ正常ナラサル小言ヲ受クル場ト化シ或ハ私的制裁其ノ跡ヲ絶タサル等ノ為特ニ下級者ハ内務ノ起居ヲ嫌ヒ遂ニハ逃亡自殺者ヲ發生スルニ至リシモノ少シトセス」と記しており、兵士が抑圧されていることを陸軍省が認めている点が注目される。

また、これと同時期に中国戦線における将兵の実態について分析した大本営陸軍部研究班は、次のように記している。やや長文になるが、陸軍中央が認識していた中国戦線の将兵の実態がよく示されていると思うので、引用したい。

常ニ生命ノ危険ニ曝サレアル為自棄的、^{ほうし}放肆的、雷同的ニ陥リ易シ第一線将兵ハ……教育徹底シアラザル者ニ於テハ勢ヒ享樂的、自棄的或ハ「遣り放シ」トナリ易ク環境ノ非教育的条件ト相俟ツテ内務、軍紀、風紀等ヲ輕視スルノ傾向ヲ生ジ指揮官亦自ラ自肅自戒ノ念慮ヲ消磨スルノミナラズ動モスレバ部下ノ非行ヲ看過シ或ハ「誤リタル部下愛」ヨリ上官並ニ檢察当局ノ処置ニ対シ好意ヲ有セザルニ至リ易ク其ノ結果ハ嚴格ナル上官ニ対シ却ツテ反抗的態度ニ出デ享樂的頹廢の気分ト相俟ツテ重大ナル軍紀犯ヲ犯スニ至ル^{おそれ}虞アリ、特ニ戦鬪後ニ於テハ死線ヲ超エタル安心感、優越感及殺伐ナル心理ノ継続等各種複雑ナル心理作用ニ因リ其ノ行動一層放肆、傲慢且粗暴トナリ軍紀風紀ヲ破壊シ一般民衆ノ反感ヲ買フガ如キ言動ヲ為スニ至リ易シ、戦鬪終了帰隊後犯罪非行ノ多キハ之ヲ立証スルモノナリ⁹⁾

これらの陸軍当局の分析は、中国戦線に派遣された日本軍の退廃を示す

9) 大本営陸軍部研究班「支那事変ニ於ケル軍人軍属ノ思想ニ影響ヲ及セル諸因ノ觀察」1940年9月、松野編集・解説『日本軍思想・検閲関係資料』（現代史料出版社、2003年）所収。

ものである。そして、命がけの作戦や戦闘に堪えて駐屯地などに戻ってきた将兵たちは、飲酒もあいまって、抑圧された感情を爆発させて粗暴となり、様々な犯罪や非行を引き起こしていたことがわかる。

また、「厳格ナル上官ニ対シ却ツテ反抗的態度ニ出デ享樂的頹廢的気分ト相俟ツテ重大ナル軍紀犯ヲ犯スニ至ル虞アリ」との指摘は、軍紀・風紀の問題を考える際に見逃せない論点である。すなわち、軍幹部が将兵の掠奪・放火・性暴力・虐殺などの蛮行の取り締りに熱心でなかったひとつの背景には、「余りに厳格過ぎれば却つて恐るべき結果を招来する」という危惧があり、「軍幹部の立場からすれば、兵士の鬱屈とした不満や怒りが対上官犯などの形をとって軍隊内の秩序そのものに向かって爆発するのを恐れざるをえず、その防止のためには、戦場における多少の非行はやむをえないと考える傾向が根強かった」のであり、「中国の民衆に対する諸々の蛮行は、軍幹部の側からみれば、下からの非合理的な激情の爆発に対する一種の安全弁の役割を果たしていた」のである¹⁰⁾。

以上のような日本軍の実態は、華北でゲリラ戦を展開して日本軍を翻弄した八路軍には次のように映った。ここでは、日本軍が「姦淫・掠奪行為ヲ許容」していると指摘している点が注目される。

日本将兵ハ彼等ノ故郷ヤ父母妻子ニ遠ク離レテ中国ニ来ツテ戦ツテキルノハ国家ノ法令ニ迫ラレタノデアツテ自ラ願フ所デハナイ。戦争ガ延長スレバ彼等ノ早日「凱旋」ノ迷夢ハ破レル。ソコデ迷夢ヨリ悲觀失望ニ走り加フニ戦争ノ残酷ト危険ヲ以テ日本軍将兵中不断ニ「明日ノ命ヲ知ラズ」ノ呼声ヲ叫バシメ自暴自棄、悪事為サザル無キニ到ラシメル。ソコデ日本軍閥ハ時ニカノ姦淫・掠奪行為ヲ許容シテ彼ノ兵

10) 吉田裕『日本の軍隊』（岩波新書、2002年）214頁。

ヲシテ無聊ナ獸性生活ヨリ苦惱ヲ取去ラシメ〔ン〕ト凶ツテキル¹¹⁾

以上、日中戦争期における日本軍の軍紀・風紀について概観したが、それでは、現地部隊は荒んだ軍人が訪れる慰安所をどのように位置付けていたのであろうか。これは吉見氏が明らかにした、日本軍が慰安婦制度を導入した理由のひとつである〈「慰安」の提供〉に関わるものである。この点を具体的に確認しておこう。

まず、1938年3月16日に制定された独立攻城重砲兵第2大隊「常州駐屯間内務規定」¹²⁾にある慰安所使用規定には、「方針」に「緩和慰安ノ道ヲ講シテ軍紀肅清ノ一助トナサントスルニ在リ」と端的に記されており、慰安所は「軍紀肅清」に資するとされている点が注目される。

次に、中支那派遣軍が1938年中の軍紀・風紀を考察した資料では、飲酒後に外出や慰安所に向かう途中で性犯罪に及んだ者が多いことを指摘し、対策として「慰安機関ノ整備ト之カ利用ヲ適切ナラシム」としたうえで、「慰安設備ノ健全ナル普及ヲ図リ且粗慢ナル心情ヲ医スル如ク之カ利用ヲ適切ナラシメ不満怒気ノ緩和ニ努ムルト共ニ他ニ有効高尚ナル慰安方法ヲ講シテ自制転心ニ向ハシム」と記されている¹³⁾。ここでの「慰安設備」と

11) 蔡前「日本軍隊の政治特性」。この資料は、支那派遣軍総司令部上海機関「調査資料第八号 日本軍隊ノ政治特性（八路軍政治部）」（1940年1月12日）に収められている。『陸支密大日記』1940年第3号所収。なお、この資料は、『季刊現代史』第4号（1974年8月）で紹介されており、これによれば、原文は『八路軍政雑誌』第8期（1939年8月）に掲載された「日本軍隊の政治特性」であるとしている。

12) 前掲『従軍慰安婦資料集』所収。この資料は、女性のためのアジア平和国民基金編『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成② 防衛庁関係公表資料（上）』（龍溪書舎、1997年）にも収録されている。

13) 中支那派遣軍司令部「昭和十三年中軍人軍属軍紀風紀考察ノ資料」1939年2月、吉田裕／松野誠也編集・解説『十五年戦争期 軍紀・風紀関係資料』

は、「他ニ有効高尚ナル慰安方法ヲ講シテ……」とあるので、慰安所を示しているが、それは荒んだ軍人の「不満怒気ノ緩和」に資するとされているのである。

こうした方針がより明瞭になるのが、次のような慰安所規定の存在である。独立山砲兵第3連隊は、1939年11月14日に制定した慰安所規定において「特種慰安所開設ノ趣旨ハ将兵殺伐ノ気風ヲ緩和調節シ以テ軍紀振作ノ一助タラシムルニ在リ」¹⁴⁾としており、また、1940年10月11日に制定された慰安所規定でも「本規定ハ……将兵殺伐ノ気風ヲ緩和調節シ以テ軍紀ヲ確立セシムルヲ以テ目的トス」¹⁵⁾としている。

以上みてきたように、中国戦線に派遣された部隊では、殺伐とした軍人の不満や鬱憤が軍隊内秩序に向かって爆発しないよう、その捌け口として慰安所を位置付けており、それは軍紀を維持するために必要な措置としていたことがわかる¹⁶⁾。

(現代史料出版、2001年) 所収。

- 14) 拙稿「資料紹介 独立山砲兵第三連隊『森川部隊特種慰安業務ニ関スル規定』」(『季刊戦争責任研究』第7号、1995年3月)。この慰安業務規定は、その後、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成② 防衛庁関係公表資料(上)』に収録された。
- 15) 拙稿「資料紹介 独立山砲兵第3連隊『高森部隊特殊慰安業務規定』」(『季刊戦争責任研究』第65号、2009年9月)。この慰安業務規定の原本は、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室に所蔵されているが、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成② 防衛庁関係公表資料(上)』(日中戦争期の資料を収録)には含まれていない。
- 16) 一方で、陸軍は慰安所の存在が国民に知られることを警戒していた点が興味深い。1939年2月6日に、陸軍次官・山脇正隆中将は、中国戦線からの帰還兵の言動指導・取締の強化について通牒しているが、そこに示された「軍紀、風紀上注意ヲ要スル主ナル言辭ノ事例」のなかには「部隊ニテハ将校三円、下士官二元、兵一円ノ淫売通用券ヲ發行シ将兵ヲ遊バシテ居ル」という発言が示されている(陸軍省兵務局兵務課起案「支那事変地ヨリ帰還スル軍隊及軍人ノ言動指導取締ニ関スル件」1939年2月6日、『A級極東国際軍事

だが、日中戦争の長期化に伴い、中国戦線の各地に続々と設置された慰安所は、かえって軍紀や風紀を乱す一因となっていたようである。なぜなら、先の「陸密第一九五五号 支那事変ノ経験ヨリ観タル軍紀振作対策」には、「事変地ニ於テハ特ニ環境ヲ整理シ慰安施設ニ関シ周到ナル考慮ヲ払ヒ殺伐ナル感情及劣情ヲ緩和抑制スルコトニ留意スルヲ要ス」としたうえで、次のように記しているからである。

環境カ軍人ノ心理延イテハ軍紀ノ振作ニ影響アルハ贅言ヲ要セサル所ナリ、故ニ兵營（宿舎）ニ於ケル起居ノ設備ヲ適切ニシ慰安ノ諸施設ニ留意スルヲ必要トス、特ニ性的慰安所ヨリ受クル兵ノ精神的影響ハ最モ率直深刻ニシテ之カ指導監督ノ適否ハ志〔士〕氣ノ振興、軍紀ノ維持、犯罪及性病ノ予防等ニ影響スル所大ナルヲ思ハサルヘカラス

それでは、慰安所においては、軍紀・風紀の問題からみたときにどのような実態があったのだろうか。以下、具体的にみてみよう。

2. 慰安所で発生した事件やトラブル

(1) 対上官犯の発生

まず、慰安所における対上官犯の発生についてみてみよう。陸軍は、「軍令陸第九号 軍隊内務書」（1934年9月27日）において「軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ故ニ軍隊ハ常ニ軍紀ヲ振作スルヲ要ス」、「服従ハ軍紀ヲ維持スルノ

裁判記録（和文）（No. 116）』所収。国立公文書館デジタルアーカイブ掲載資料。この資料は原文からの写しである）。これは慰安所について語ったものだが、こうした発言が問題視されているということは、慰安婦制度は国民に知られたくない不都合な事実だったことを示している。だがそれは、中国戦線の日本軍兵士にとってはいわば日常の一部と化していたからこそ、帰還兵は軍隊生活の一端としてこのような発言をしたのであろう。

要道タリ，故ニ至誠上官ニ服従シ其ノ命令ハ絶対ニ之ヲ励行シ習性ト成ルニ至ラシムルヲ要ス」としており，上官への絶対的な服従を徹底していた。したがって，対上官犯（抗命，上官暴行・脅迫，上官侮辱）は，軍紀を破壊するものとして陸軍刑法において重い刑罰が科せられていたのである。

にもかかわらず，対上官犯の発生が問題となっていたことは先にみたとおりであるが，それは飲酒をきっかけとして犯行に及んだケースが非常に多かった。大本営陸軍部研究班は，陸軍当局が把握した1938年9月から1939年11月までに発生した対上官犯376名中206名が「飲酒醜酖ニ因ル犯人」であったことから，「酒ハ軍ノ精神力ニ及ス効果アルト共ニ其ノ反面飲酒ニ基ク弊害モ亦甚大ナルコトヲ知ルベシ」と指摘している¹⁷⁾。

そして，対上官犯は慰安所においても発生していたことを確認することができるが，いずれも酒に酔った者による犯行であった。以下に判明している事例を四つ示す（以下，すべて華中で起きた事例である）。

- ① 1941年7月1日に，第13師団輜重兵第13連隊第4中隊のある主計少尉は，飲酒・醜酖後，慰安所に向かう途中で酒に酔った同中隊のA上等兵に会い，その態度が不遜だとして殴打し，A上等兵は反撃した後逃走した。その後，主計少尉は慰安所に入ったが，帰隊したA上等兵はB・C両一等兵とともに慰安所に赴いて主計少尉を侮辱した。そして，主計少尉を屋外に誘い出して口論のうえ格闘となり，主計少尉は小刀で数か所刺され，翌日出血多量で死亡した¹⁸⁾。

17) 大本営陸軍部研究班「支那事変ニ於ケル幹部ノ犯罪及対上官犯ニ就テ」(1940年10月)，前掲『十五年戦争期 軍紀・風紀関係資料』所収。

18) 第13師団長内山英太郎「特別報告中將校変死ノ件報告」1941年7月6日，『陸支普大日記』1941年第18号所収。防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵。以下の注記に示す日本軍資料は，特に断らない限り同史料室所蔵である。

- ② 1941年8月20日に、「九江憲兵隊九江分隊徳安分駐所」のある憲兵曹は飲酒・酩酊後に訪れた慰安所で臨検中の曹長と口論となって「激昂」し、薄暗いため上官であるとの認識がないまま曹長を殴打し、顔面に全治2週間の傷害を与えた¹⁹⁾。
- ③ 1941年11月9日に、「高森部隊荒巻隊」のA上等兵は飲酒後に訪れた慰安所で他部隊の伍長に対し上官であることを承知しながら故意に突き当たり、「貴様何師団カ、金條ト星テ俺達ヲ抑ヘル積リカ」と侮辱し、「俺ハ独立山砲〔兵連隊〕タ」と啖呵を切り、逃れようとする伍長に「貴様逃ケルト叩キ殺スソ」と叫び、抜剣して追い掛け、B上等兵とともに伍長を取り押さえて殴打し、帯剣と軍票を強奪した²⁰⁾。
- ④ 1941年11月29日に、第13師団山砲兵第19連隊第3中隊のある上等兵と、歩兵第65連隊第5中隊のある一等兵は別々に飲酒後、「特殊慰安所寶粹館」を訪れ、兩名とも「慰安婦『千代丸』ニ登楼」しようとしたが「接客中」だったために果たせなかった。このため、一等兵は上等兵に帰るように勧めたが上等兵は応じず、扉を盛んにノックしたため、口論から格闘となり、上等兵から頸部を強く絞められた一等兵は拳銃を撃ち、被弾した上等兵は野戦病院に収容されたが死亡した²¹⁾。
- 陸軍刑法では、単純上官暴行・脅迫よりも、兵器・凶器を使いたり複数人数で犯行に及んだ場合により重い刑罰を科していたが、それに該当する

19) 支那派遣軍総司令部「陸軍々事警察状況（十月）」1941年11月27日。この資料は、支那派遣軍総司令官畑俊六「軍事警察報告提出ノ件」（1941年11月29日）に収録されている。『陸支普大日記』1942年第2号所収。

20) 支那派遣軍総司令部「陸軍々事警察状況（十一月）」1941年12月23日。この資料は、支那派遣軍総司令官畑俊六「軍事警察報告提出ノ件」（1941年12月27日）に収録されている。『陸支普大日記』1942年第6号所収。

21) 第13師団長内山英太郎「特別報告中軍人変死ノ件報告」1941年12月13日、『陸支普大日記』1942年第3号所収。

対上官犯が慰安所で発生していたことがわかる。

また、次の二つの事件は、慰安所で発生したトラブルをきっかけに、帰隊後に対上官犯に及んだ事例である。これも酒に酔った下士官や兵士による犯行である（これらも華中の事例である）。

- ⑤ 1941年7月11日に、第105碇泊場司令部水上勤務第110中隊のある一等兵は、飲酒のうえ無断外出し、慰安所で騒いでいるところを小隊長に注意された。さらに、帰隊後に内務班で小隊長を公然侮辱しているところを小隊長本人に発見されて再度注意を受けたため、銃剣を持ち出して「ヤツ、ケテヤル」と「怒号」して小隊長室に入り、これを制止しようとした軍曹に銃剣を投げつけるなどして暴れ、部屋に戻ってきた小隊長から殴打された。一等兵はこれを「遺恨」に思い、三八式歩兵銃で小隊長を射殺しようとしたところを衛兵に制止された²²⁾。
- ⑥ ある伍長は飲酒・酩酊のうえ無断外出して慰安所を訪れたところ小隊長に発見され、慰安婦の面前で叱責されたことに「激昂」し、帰隊後、日本刀を携行して小隊長室に向かい、「先程ハ良クモアンナニ説教シタナ、ソレ程私カ憎クケレハ之テ殺セ」、「将校々々ト言ツテ威張ルナ、下士官ノ中ニテモ優秀ナモノカ幾ラモ居ル、大学ヤ専門学校ヲ出タ者モ居ルソ、馬鹿ニスルナ云々」と「怒号」し、小隊長を侮辱・脅迫した（1941年の事例だが資料には日付や所属部隊は記載がなく不明である²³⁾）。

飲酒の弊害について、第11軍第14兵站病院の麻生徹男軍医少尉は、1939

22) 支那派遣軍総司令部「陸軍々事警察状況（七月）」1941年8月27日。この資料は、支那派遣軍総司令官畑俊六「軍事警察報告提出ノ件」（1941年8月29日）に収録されている。『陸支普大日記』1941年第20号所収。

23) 中支那派遣憲兵隊司令部「陸軍軍事警察年報（昭和十六年）」1942年5月3日。この資料は、支那派遣軍総司令部「陸軍軍事警察年報提出ノ件」（1942年5月6日）に収められている。『陸支普大日記』1942年第9号所収。

年6月26日に執筆した「花柳病ノ積極的予防法」²⁴⁾と題する論文において、酒に酔うと「道徳的批判能力が落ち目トナル。カクテ平素、素面ニテハ能ハザル者ニテモ平気ニテ花柳ノ巷へ歩ヲ入レ得ル結果」、性病に感染するケースが多いと指摘したうえで、次のように記している。これは、軍医の慰安所観が示されているという点でも注目される記述である。

小官ハ……軍隊内ニテ最小限度ノ酒ノ消費セラレン事ヲ切望スルモノナリ。増シテ今日マデ軍隊内諸事故ノ大部分ガ所謂「酒ノ上カラ」ナル事実ハ此ノ確信ヲ益々強固ニスルモノナリ。軍用特殊慰安所ハ享樂ノ場所ニ非ズシテ衛生的ナル共同便所ナル故、軍ニ於テモ慰安所内ニテ酒類ノ禁止サレアルハ寧ロ当然ノ事ナリ。然レドモ小官慰安所監視中^{しばしば}酒類飲用ノ跡ヲ見シハ甚ダ遺憾トスル所ナリ。

以上みてきたような実態から、酒に酔った軍人・軍属が多数行き交う慰安所では「軍隊内諸事故」が発生するリスクが高かったことがわかる（実際に慰安所で酒類が禁止されていたかどうかについては後に検討する）。このことをさらに裏付けるものとして、次に、慰安所で発生した軍人同士の抗争についてみてみよう。

(2) 軍人同士の抗争

先にみた早尾席雄軍医中尉「戦場神経症並ニ犯罪ニ就テ」は、戦場における犯罪についても分析しており、そこでは、「奇異ナル現象ハ休戦期間

24) 前掲『軍医官の戦場報告意見集』所収。なお、この論文の結論部分では、アルコール飲料に代るものとして、「ヨリ高尚ナル娯楽施設」が必要であるとして、音楽、映画、図書、運動が良いとしており、「娼楼ニ非ラザル軍用娯楽所ノ設立モ希望ス」と記している。

ノ続クト共ニ戦友間ノ傷害カ目立チテ多クナリ支那人〔に対する〕強姦例ハ殆ト数ヲ挙ケ得サル程ノ多数ニ上」るなど犯罪が多発したことを指摘したうえで、次のように記している。やや長文になるが、当時の実態が直截に示されていると思うので、引用したい。

就中傷害犯ノ多キコト而モ是カ皆飲酒ノ上ニ行ハル、事ニ就テハ兵ノ精神教育ノ不徹底ヲ疑ハサルヘカラサル所ナリ。彼等ハ酒ヲ飲メハ戦功ヲ誇リ高名話ヲ競フ傾アリ。是ニ就キテハ何等怪ムニ足ラサルモ其ノ結果ハ必ス銃剣ヲ拔キ対手ヲ威嚇スル者甚タ多シ。其ノ終局ハ傷害ヲ来スモノナリ。亦徒ニ衆人ヲ前ニシテ日本刀ヲ拔キ虚勢ヲ示シ支那人ヲ何人^マ切りシ等^マ高言ヲ吐ク将校モ幾人カ目撃セリ。在留邦人ハ飲酒ノ上剣ヲ拔キ威嚇ナスハ軍人ノ常ノ如ク考フルニ至リ陸軍軍人ヲ猛獸ノ如クニ怖レツ、アリトノ文句サヘ讀ミシコトアリ。……功績赫々タル聖戦参加ノ将兵カ如何ニ万死ニ一生ヲ得タリト雖モ上海ニ於テ「ダンス」ニ興シ下等ナル買笑婦ニ戯レ或ハ徒ニ剣ヲ拔キ人ヲ傷ツケ、或ハ拳銃ヲ発砲シテ傷害シ恐喝シ或ハ無銭飲食ヲナス等到底内地人ノ夢想タモセサル痛恨事ナリ。上海ハ実ニ日本軍人ノ犯罪都市ト化シタル觀アリ。南京亦是ニ次カントスル有様ナリ。実ニ日本軍人ノ墮落ト言ハサルヘカラス。

酒に酔った軍人の乱暴狼藉がいかにかひどいものだったかがよく伝わる一文である。そして、この論文では、「犯罪頻発ノ原因」について15項目あげているが、そのなかには、「悪戦苦闘ノ中ニ万死ニ一生ヲ得タル優越感ト功績陶醉感ハ超人間的意識ト変シ他ヲ侮辱スルニ至リシコト」、「支那人ヲ殺戮セル快味ヲ未タ忘レヌタメニ銃、剣、拳銃ヲ濫用スルノ弊害ヲ生セシコト」、「戦功ヲタテシ将兵ニ対シ当局ハ余リニ迎合的態度ニ出テシコ

ト」,「戦ノ後ニ精神ノ弛緩ヲ来シタル時ニアタリ慰安方法宜シキヲ得サリシコト」,「酒ノ配給多キニ過キシコト」などをあげ、さらに、「上海、南京等ニ酒場、慰安場ヲ多数ニ開設シ自ラ酒ト女^{ママ}トノミヲ以テ将兵ヲ慰ムル方法ヲトリ他ニ健全ナル精神ノ轉換ヲ図ル施設ヲ忘レタルコト」を指摘している点が注目される。

すでに日中戦争初期の段階において、命がけの作戦・戦闘から戻った将兵に酒と慰安所しか提供しない軍の在り方は、事件や犯罪の発生防止の点から問題であることが指摘されていたのである²⁵⁾。しかし、その後、戦争が長期持久戦となって多数の将兵が戦地に釘付けにされたにもかかわらず、慰安所に替る「健全ナル精神ノ轉換ヲ図ル施設」が多数整備されることはなく、むしろ、戦線の拡大とともに各地で慰安所が続々と設置されることになる。こうした状況のなかで、酒に酔った軍人が集まる慰安所やその付近で荒んだ軍人同士のトラブルが発生するのは当然のことであった。以下にその事例を七つ示す（③と⑦は華南で起きた事例だが、それ以外は華中で起きた事例である）。

- ① 1938年2月7日に、第114師団歩兵第115連隊大隊小行李のある特務二等兵は、飲酒・酩酊のうで慰安所を訪れ「遊女敵娼^{あいかた}ヲ物色」していたところ、後から来て先行しようとした同師団兵站自動車第6中隊のある一等兵ほか2名を阻止しようとして、「来ラバ切ルゾ^{ママ}」と叫び

25) 早尾岳雄軍医中尉は「戦場神経症並ニ犯罪ニ就テ」の最後に犯罪の予防策をあげているが、そこには、①酒の調整（飲食店での酒の販売禁止、飲酒量の制限、酒の加給の制限、酒保の名称を改め酒の販売を禁止すること、最後には軍隊は酒を禁止し、違反者は厳罰に処することなど）、②体育的遊戯施設の充実、③「高尚ナル慰安施設ヲナスコト 例之 シネマ、芝居、音楽堂、図書館、博物館」、④競技の励行、⑤「慰安所ヲ閉鎖シ遊郭ニ改ムルコト」などが提言されている。このことからみても、中国戦線の日本軍将兵がいかにか劣悪な状態に置かれていたかがわかる。

ながら銃剣を抜き、先頭にいた一等兵を突き刺し、全治3週間の傷害を与えた²⁶⁾。

- ② 1940年3月10日に、第39師団歩兵第233連隊第1機関銃中隊のA一等兵が飲酒・酩酊のうで「新州半島人慰安所」を訪れ、別部隊のB・C両一等兵が休憩していた「慰安婦竹子ノ部屋ヲ貼^{のぞ}〔覗〕キ右二名ヨリ詰問セラレ」、口論の後、屋外に出たA一等兵はC一等兵に殴打されたがその時は現場にいた上等兵の仲裁で、反抗しなかった。しかし、その後B一等兵が青竹でA一等兵の頭部を強打したため格闘となり、A一等兵は銃剣でB一等兵に重傷を負わせ、B一等兵はその後死亡した。A一等兵は「性短気ニシテ些事ニモ激シ易ク酒癖悪ク入営前二回拘留処分ヲ受ケタルコト」があった²⁷⁾。
- ③ 1940年6月に、華南の南寧や欽寧にある慰安所で、下士官2名と兵士3名が「飲酒酩酊ノ上慰安所内ニ於テ暴行」した。これに対して憲兵隊は「将来ヲ戒飾説諭放遣セルカ之カ原因ハ酒勢或ハ戦時気分ニ駆ラレアルニ基因セルモノト認メラル」としている（具体的な日付は資料に記載がないため不明である²⁸⁾）。
- ④ 1941年10月5日に、「登部隊井波隊」のある兵長は、「飲酒ノ上慰安所街ヲ散策中、路上ニ於テ他部隊兵一ニ暴行」したため、所属長に口

26) 「第十軍（柳川兵团）法務部陣中日誌」（1937年10月12日-1938年2月23日）1938年2月10日の条、高橋正衛解説『続・現代史資料6 軍事警察』（みすず書房、1982年）所収。

27) 第39師団長村上啓作「特別報告提出ニ関スル件報告」1940年3月25日、『陸支普大日記』1940年第14号所収。

28) 欽寧派遣憲兵長西條清治郎「欽寧派憲警第四四五号 軍慰安所ニ関スル件報告『通牒』」1940年7月6日。この資料には、別に慰安婦に対する暴行・傷害事件が記されていることから、この事件は軍人同士の抗争の事例であると思われる。

頭で通報され、重営倉10日の罰を受けた²⁹⁾。

- ⑤ 1941年11月3日に、「阿南部隊川原部隊塩野隊」のある一等兵は、飲酒・酩酊のうえ慰安所を訪れ、「馴染女ニ先客アリタルニ依リ酒勢ニ乗シ同所帖場ニ暴行セントセルヲ他部隊兵ニ制止セラル、ヤ激昂暴行」したため、「非違通報」され、所属長から重営倉5日の罰を受けた³⁰⁾。
- ⑥ 1941年11月7日に、「武内部隊平木部隊臼井隊」のある上等兵は、飲酒・酩酊のうえ、「慰安所ニ到リ扉ヲ破壊、同僚ニ暴行ヲ為」したため、「非違通報」され、所属長から重営倉8日の罰を受けた³¹⁾。
- ⑦ 1941年11月30日に、「加藤部隊安間隊」の曹長3名と伍長1名は、「中央慰安所内二宮食堂ニ於テ他部隊兵ニ対シ党与暴行シ全治約3週間ヲ要スル頭部裂傷ヲ加」えた³²⁾。

以上、現在判明している慰安所における軍人同士の抗争の事例をみてきたが、加害者には重営倉（懲罰房に入れられ、寝具はなく、食事は麦飯と水のみ与えられる）の罰を与えることが一般的であったことがわかる。

(3) 慰安所の破壊、放火など

酒に酔った軍人・軍属の乱暴狼藉は、慰安所の破壊や放火、慰安婦の衣類を引き裂くという形でもあらわれた。以下に判明している事例を八つ示

29) 前掲「陸軍々事警察状況（十月）」。

30) 前掲「陸軍々事警察状況（十一月）」。なお、この事件についての記載がある部分は、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成② 防衛庁関係公表資料（上）』にも収録されている（124頁）。

31) 同前。なお、この事件についての記載がある部分は、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成② 防衛庁関係公表資料（上）』にも収録されている（119頁）。

32) 「防衛総司令官、軍司令官等会同席ニ於ケル次官口演要旨別冊 昭和十六年度犯罪・非行・懲罰観察資料（軍紀風紀ニ関スル資料 其ノ二）」1942年4月陸軍省印刷、『昭和十六年度陸支普綴 総務課』所収。

す（以下、すべて華中で起きた事例である）。

- ① 1939年10月7日夜に、第6師団騎兵第6連隊のある軍曹は、飲酒後に無断外出し、公休日の「新妓楼街第一慰安所」（軍指定慰安所）で開門を求めて叩いたが通じず、巡察者に発見されて諭され、帰隊しようとしたが、慰安所の裏側に差しかかった際に「内部ヨリ盛ンニ慰安婦等ノ談笑スルヲ聞クニ及ヒ」、慰安所の門が開かず、巡察者から注意を受けたことに「憤怒ヲ覚エ之カ意趣晴ノ為同慰安所内部者ヲ驚愕セシメント同所付近ニ手榴弾一ヲ投擲爆発セシメ」、その弾片で巡察中の軍曹が重傷を負い、後に死亡した。このため、軍法会議で過失致死罪として罰金100円の判決を受けた。この軍曹は、「従軍生活既ニ二年余ノ長期ニ達シ殺伐ナル野戦気分ヲ有シアルト認メラ」れた³³⁾。
- ② 1940年7月7日夜に、第6師団歩兵第45連隊第3歩兵砲小隊のある軍曹は飲酒後、「慰安所鶴見荘」を訪れたが、「平素ヨリ本人ノ乱酔ヲ知レル女達ハ逐次彼ヲ忌避シテ寄付カス」、このため軍曹は帳場を「再三脅迫シ女ヲ請求セシモナラス、遂ニ憤怒ノ余リ蠟火ニヨリ女ノ部屋及帳場ニ放火」した。軍曹は逮捕・留置され、憲兵隊に押送・取り調べが依頼された。軍曹は「平素粗暴ニシテ酒癖乱酔ス」る性格であった。憲兵隊の調べでは、帳場と慰安婦の被服類約1,500円が焼失あるいは使用不能となった³⁴⁾。
- ③ 1941年7月6日に、「荒木部隊山下隊」のある軍属は「酩酊ノ上慰安所ニ到リ遊興セントシタルカ泥酔ノ故ヲ以テ拒絶セラレタルニ憤慨、抜刀慰安所ノ窓ヲ破壊」したため、「非違通報」され、所属長か

33) 第6師団長稲葉四郎「特別報告中重大ナル軍紀違反事項ニ関スル件報告」1939年11月8日、『陸支受大日記（普）』1939年第11号所収。

34) 第6師団長町尻量基「特別報告中重大ナル軍紀違反事項ニ関スル件報告」1940年7月19日、『陸支普大日記』1940年第19号所収。

ら訓戒の処分を受けた³⁵⁾。

- ④ 1941年7月15日に、「篠原部隊渡辺部隊西沢部隊」のある軍曹は、「慰安所ニ登楼，馴染娼妓不在ナルニ憤慨，同女ノ衣類六点（価格約九十七円）ヲ引裂キ使用不能ナラシメ」たため，損害賠償と重謹慎3日の罰を受けた³⁶⁾。
- ⑤ 1941年7月24日に、「渦川部隊山本隊川口隊」のある軍属は、「飲酒酩酊ノ上慰安婦室ノ畳上ヲ土足ニテ歩行，夜具其ノ他ヲ窓外ニ放擲」したため，「非違通報」され，「部隊側ニ於テ嚴重訓戒」の処分を受けた³⁷⁾。
- ⑥ 1941年11月7日に，「武内部隊平木部隊臼井隊」のある上等兵は，飲酒・酩酊のうえ，「慰安所ニ到リ扉ヲ破壊，同僚ニ暴行ヲ為」したため，「非違通報」され，所属長から重営倉8日の罰を受けた³⁸⁾。
- ⑦ 1941年11月25日に，「大久保部隊北沢隊」のある軍属と「山本（省）部隊岳州支廠」のある軍属は，慰安所を訪れ，「飲酒酩酊ノ上同樓家屋ヲ破壊スル等ノ暴行ヲナ」したため，「非違通報」された³⁹⁾。
- ⑧ 1941年12月20日に，「栄第九八七五部隊」のある一等兵は，飲酒・

35) 前掲「陸軍々事警察状況（七月）」。

36) 支那派遣軍総司令部「陸軍々事警察状況（八月）」1941年9月22日。この資料は，支那派遣軍総司令官畑俊六「軍事警察報告提出ノ件」（1941年9月24日）に収録されている。『陸支普大日記』1941年第22号所収。

37) 前掲「陸軍々事警察状況（七月）」。

38) 前掲「陸軍々事警察状況（十一月）」。なお，この事件についての記載がある部分は，前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成②防衛庁関係公表資料（上）』にも収録されている（119頁）。

39) 支那派遣軍総司令部「陸軍々事警察状況（十二月）」1942年1月29日。この資料は，支那派遣軍総司令官畑俊六「軍事警察報告提出ノ件」（1942年1月30日）に収録されている。『陸支普大日記』1942年第7号所収。なお，この事件についての記載がある部分は，前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成②防衛庁関係公表資料（上）』にも収録されている（137頁）。

酩酊のうえ慰安所を訪れ、「理由ナク火鉢一、硝子三枚、格子戸ノ一部ヲ破壊（損害額約三十円）」したため、憲兵が「説諭」のうえ所属部隊に引き渡され、所属部隊では2カ月間の外出禁止となった⁴⁰⁾。

このように、酒に酔った軍人・軍属が慰安所を訪れ、自分の意のままにならないことに腹を立てて暴れ、慰安所を破壊・放火するなどの事件がしばしば発生していたのである。なかには①のように手榴弾を使用した極めて悪質な事件も起きており、これは、慰安婦も巻き込まれて死傷する危険性があっただろう。

また、②は慰安婦が平素から素行の悪い軍人を恐れて近づかなかった事例であり、④は軍人が慰安婦を暴力によって支配下に置こうとする傾向がみられる事例であるが、これらは慰安婦が常日頃から暴力や虐待を受けていたであろうことは想像に難くない。なぜなら、慰安所において、対上官犯や軍人同士の抗争よりも頻繁に発生していたのが、酒に酔った軍人・軍属による慰安婦に対する暴力や脅迫だったという実態があるからである。次にこの点について検討してみよう。

(4) 慰安婦に対する暴力や脅迫

軍人・軍属による慰安婦に対する暴行・傷害事件を調べていくと、深刻な事例を多数確認することができる。以下、比較的まとまった資料を確認することができた1941年5月以降の事例を中心に、紙幅が許す限り提示したい。また、併せて、武器を使用した脅迫の事例もここで示したい(②・③・⑦は華南で起きた事例だが、それ以外はすべて華中で起きた事例である)。

① 1940年1月5日に、第6師団歩兵第45連隊第12中隊のある上等兵

40) 同前。なお、この事件についての記載がある部分は、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成②防衛庁関係公表資料(上)』にも収録されている(136頁)。

は、陣地構築中に無断で守備地を離れて飲酒・酩酊し、さらに「食堂双葉亭ニ於テ酒ヲ強要シ慰安所三ヶ所ニ於テ金錢ヲ強要シ火沙坪慰安所ニ於テ抜劍シ娼婦ノ頭部ヲ受傷セシ」めた。上等兵は中隊の営倉に拘留され、憲兵隊に押送・取り調べが依頼された。この上等兵は「召集前ヨリ酒色ニ耽り家族円満ナラス、又飲酒酩酊スルトキハ本心ヲ失フニ至ル」者であった⁴¹⁾。

- ② 1941年5月4日に、「中川部隊高島隊」のA准尉と同「吉田隊」のB准尉は、飲酒・酩酊のうえ、広東市内の「軍慰安所白牡丹ニ於テ酌婦一ヲ日本刀ニテ殴打傷害」を与えた⁴²⁾。
- ③ 1940年6月に、南寧や欽寧にある慰安所で、将校2名が「飲酒酩酊ノ上慰安所並ニ付近ニ於テ拳銃ヲ発砲シ或ハ抜刀従業婦ニ傷害ヲ与ヘタ」という事件を起こした。これに対して憲兵隊が「将来ヲ戒諭説諭放遣セルカ之カ原因ハ酒勢或ハ戦時気分ニ駆ラレアルニ基因セルモノト認メラル」としている（具体的な日付は資料に記載がないため不明である）⁴³⁾。
- ④ 1941年7月4日に、「上海警備第六部隊第一中隊」のある上等兵は、作業途中に立ち寄った慰安所で「慰安婦ニ対シ態度不良ナリト暴行」したため、「非違通報」され、部隊において「嚴重訓戒」を受けた⁴⁴⁾。
- ⑤ 1941年7月8日に、鉄道第1連隊第1大隊第1中隊のある軍曹は、

41) 第6師団長町尻量基「特別報告中重大ナル軍紀違犯事項ニ関スル件報告」1940年2月19日、『陸支普大日記』1940年第9号所収。

42) 前掲「防衛総司令官、軍司令官等会同席ニ於ケル次官口演要旨別冊 昭和十六年度犯罪・非行・懲罰観察資料（軍紀風紀ニ関スル資料 其ノ二）」。

43) 前掲「欽寧派憲警第四四五号 軍慰安所ニ関スル件報告『通牒』」。なお、この資料には、「軍慰安所管理人一ハ従業婦ヲ虐待セルヲ以テ嚴重将来ヲ戒飾ス」とも記されている。

44) 前掲「陸軍々事警察状況（七月）」。

部下の兵6名とともに無断で外出し、飲酒のうえで慰安所を訪れ、「慰安婦ニ暴行」したため、「非違通報」された⁴⁵⁾。

- ⑥ 1941年7月19日に、「篠原部隊大□部隊藤井隊西隊」のある一等兵は、外出中「慰安婦ト口論、抜劍ノ上脅迫的言動ヲナ」したため、「非違通報」され、重営倉5日間の罰を受けた⁴⁶⁾。
- ⑦ 1941年9月2日に、「今村部隊本部」のある軍属は、飲酒・酩酊のうえ、「広東中央慰安所『かちどき』楼ニ登楼中、酒気ニ駆ラレ慰安婦一ヲ軍刀ニテ刺突、全治一週間ヲ要スル傷害ヲ与」えるという事件を起こした⁴⁷⁾。
- ⑧ 1941年11月3日に、「高屋部隊加藤隊」の曹長は飲酒・酩酊のうえで慰安所を訪れ、「暴行居内ニ乱入」したため「非違通報」され、所属長から重謹慎5日間の罰を受けた⁴⁸⁾。
- ⑨ 1941年11月29日に、「斉藤部隊梅村隊」のある兵長は、飲酒・酩酊のうえで慰安所を訪れ、主人に200円の借用を申し出たが拒絶されると、「酒勢ニ乗シ同主人並ニ同室ニ居合セタル慰安婦ヲ殴打」したため、「敵論ノ上所属長ニ口頭ヲ以テ非違通報」された⁴⁹⁾。
- ⑩ 1941年11月30日に、「佐藤（武）部隊山上部隊春藤隊」の一等兵は、飲酒・酩酊して「慰安所街ヲ徘徊中、酒勢ニ乗シ慰安婦二名ニ暴行」

45) 同前。

46) 同前。

47) 前掲「防衛総司令官、軍司令官等会同席ニ於ケル次官口演要旨別冊 昭和十六年度犯罪・非行・懲罰観察資料（軍紀風紀ニ関スル資料 其ノ二）」。

48) 前掲「陸軍々事警察状況（十一月）」。なお、この事件についての記載がある部分は、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成② 防衛庁関係公表資料（上）』にも収録されている（119頁）。

49) 前掲「陸軍々事警察状況（十二月）」。なお、この事件についての記載がある部分は、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成② 防衛庁関係公表資料（上）』にも収録されている（138頁）。

したため、所属長に通報され、部隊から各被害者に30円の「慰籍料」が支払われた⁵⁰⁾。

- ⑪ 1941年12月1日に、「中支派遣大賀部隊経理部」のある軍属は、飲酒・酩酊のうえ、「慰安所ニ於テ暴行」し帰隊時刻に遅れた。軍属は訓戒の上、1ヶ月間の外出禁止となった⁵¹⁾。

これらの事例が示すように、酒に酔った軍人・軍属が慰安婦を暴行し、軍刀や銃剣で斬り付けるという凶悪な事件が発生していたのである。そして、③は憲兵隊が対応したケースだが加害者は「将来ヲ戒飾説諭」した程度で済まされていることがわかる。なお、⑧と⑪については、資料には慰安婦を暴行したとは明確に書かれていないが、状況からして、その可能性が高いと思われる。

次に、軍人・軍属の相手を拒否した慰安婦や「休業中」の慰安婦に対する暴力の事例を示す。これらはむき出しの暴力を背景とした強制を意味しており、非常に悪質な事件である（以下、すべて華中で起きた事例である）。

【軍人・軍属の相手を拒否した慰安婦への暴力】

- ① 1939年5月22日に、独立歩兵第58大隊のある一等兵は、夜に公用外出を装って無断外出して食堂で飲食し、居合わせた邦人の顔面を3回にわたって殴って飲食費を支払わせ、次いで、「慰安所上海樓ニ登樓、無銭遊興ヲ図リタル処、娼妓及樓主ヨリ拒否セラ、ルヤ拔劍シテ暴行ヲナシタ」。憲兵隊で取り調べたうえで中支那派遣軍軍法会議に送致されたが不起訴となったことから「将来ヲ戒飾」し、中隊長から重営倉20日の処分を受けた。この上等兵は生来飲酒を好み、酩酊すると

50) 同前。なお、この事件についての記載がある部分は、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成②防衛庁関係公表資料（上）』にも収録されている（137頁）。

51) 同前。

「理性ヲ失スル欠点ヲ有」していた⁵²⁾。

- ② 1941年7月24日に、「第一四五野戦局」のある軍属は、「酩酊ノ上慰安所ニ到リ遊興セントシタルカ酩酊ノ故ヲ以テ拒絶セラレ慰安婦ヲ殴打」したため、「非違通報」され、所属長から「訓戒」の処分を受けた⁵³⁾。
- ③ 1941年8月25日に、「鈴木（光）部隊上原隊」のある上等兵は、「慰安所ニ到リ遊興セントセルモ慰安婦ヨリ拒絶セラレタルニ憤慨、該慰安婦ヲ殴打暴行」したため、「非違通報」された⁵⁴⁾。
- ④ 1941年11月2日に、「松竹部隊松第三部隊本部」のある曹長は飲酒後に慰安所に立ち入り、「花券ヲ購入セス登樓シタルヲ以テ酌婦ニ応セカリシタメ激昂シ酌婦ヲ殴打暴行」したため、「非違通報」され、「部隊ニ於テ嚴重説諭」の処分を受けた⁵⁵⁾。

【「休業中」の慰安婦への暴力】

- ① 1941年11月15日に、「森戸部隊高橋部隊益田隊」のある一等兵は、武昌に出張中、飲酒のうえ無断外出し、「軍慰安所ニ到リ遊興セントセルモ休業中ニテ慰安婦ニ拒絶セラルヤ之ニ憤慨、同慰安婦ヲ道路上ニ引出シ殴打」したため、「非違通報」された⁵⁶⁾。

52) 中支那派遣軍司令部「重大ナル軍紀違犯事項報告提出ノ件」1939年8月18日、『陸支受大日記（普）』1939年第9号所収。

53) 前掲「陸軍々事警察状況（七月）」。

54) 前掲「陸軍々事警察状況（八月）」。

55) 前掲「陸軍々事警察状況（十一月）」。この事件は前掲『従軍慰安婦』（143頁）で簡潔に示されている事例と同一と思われる。なお、この事件についての記載がある部分は、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成②防衛庁関係公表資料（上）』にも収録されている（121頁）。

56) 同前。なお、この事件についての記載がある部分は、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成②防衛庁関係公表資料（上）』にも収録されている（124頁）。

- ② 1941年12月4日に、「古西部隊朝比奈隊」のある上等兵は、飲酒・酩酊のうえ、慰安所を訪れ「休業中ノ慰安婦ニ接客ヲ要求、拒絶セラレ、ヤ同女ヲ殴打暴行」したため、「非違通報」され、所属長から「厳論」の処分を受けた⁵⁷⁾。

さらに、病気のために休んでいる慰安婦に複数の兵士が性暴力に及んだという事例がある。これは華南で起きた事例だが、1941年2月13日に、「田坂部隊第三班」の2名の一等兵は、「外出中十六時頃飲酒酩酊ノ上、海口市新興路陸軍慰安所『寿』ニ登楼、病気休業中ノ慰安婦ヲ輪姦、料金未払ノ儘立ち去ル」という事件を起こしている⁵⁸⁾。こうした蛮行を誰も止めようとはせず、また、憲兵隊に通報することもなかったのであろうか。

以上みてきたように、酒に酔った軍人・軍属による慰安婦に対する暴力は凄まじいものだった。また、それは記録が残る1941年5月以降の華中では、毎月のように発生していたことを確認することができる。

そして、今回調べた限りでは、慰安婦を暴行した加害者の処分は、重い処分の場合でも部隊で重営倉の罰を与えていた程度であり、「訓戒」・「厳重説諭」・「厳論」などで済まされている事例の方がはるかに多かった。また、今回調べた限りでは憲兵隊が対応したのはわずかしか認められず、その場合でも、「将来ヲ戒飾説諭」した程度で済まされたり、軍法会議に送致されたが不起訴となった事例を確認することができる。憲兵隊に引き渡され、軍法会議で審理されたとしても加害者が厳しく処罰されるわけではなかったのである。

57) 前掲「陸軍々事警察状況（十二月）」。なお、この事件についての記載がある部分は、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成② 防衛庁関係公表資料（上）』にも収録されている（135頁）。

58) 前掲「防衛総司令官、軍司令官等会同席ニ於ケル次官口演要旨別冊 昭和十六年度犯罪・非行・懲罰観察資料（軍紀風紀ニ関スル資料 其ノ二）」。

如上のような実態から、慰安婦に対する加害者の処罰は非常に甘かったことがわかる。またそれは、慰安所における軍人同士の抗争での加害者への処罰と比較しても非常に甘かったことがわかる。本来、暴行・傷害事件の再発を防止するためには、加害者を厳しく処罰する必要があるが、日本軍はそのようには対応していなかったのである。

そして、資料には記録されていないが、酒に酔った軍人・軍属が慰安婦を暴行する際には、ほぼ例外なく、精神的な暴力（暴言による威嚇、脅迫、侮辱など）を伴っていたとみてよいだろう。また、慰安婦に対する精神的な暴力は、身体的な暴力よりもはるかに多く発生していたと推察されるが、その実態は今回調べた限りでは確認することができなかった。記録に残されていないと思われる。

3. 慰安所規定における飲酒と暴力に関する規制について

以上、慰安所で発生した様々な事件やトラブルについてみてきたが、事件やトラブルが発生するきっかけとなる飲酒や慰安婦に対する暴力の禁止について日本軍はどの程度規制していたのだろうか。以下、現在確認することができる慰安所規定からこの点を検討してみよう。

まず、野戦重砲兵第14連隊の事例をみてみよう。同連隊は、南京攻略戦に参加後、1938年1月から上海郊外に駐屯し、同月27日に「特種慰安所仮規定」を作成して慰安所を開設し、その後、同月31日にあらためて「特殊慰安所取締規定」を制定している。そこで両者を比較してみると、前者には「飲酒酩酊セル者ハ出入ヲ禁ス」とあるが、後者では「特殊慰安所ニ入場スル者ハ酒類ノ携行ヲ禁ス」に変わっており、酒に酔った者の入場禁止はカットされていることがわかる⁵⁹⁾。

59) 拙稿「資料紹介 野戦重砲兵第14連隊の『特種慰安所仮規定』と『特殊慰安所取締規定』」（『季刊戦争責任研究』第87号、2016年12月）。

この連隊は軍紀・風紀が乱れており、1月29日に連隊長・丸山八東中佐は「酩酊シテ特種慰安場ニ出入シテ処罰ヲ醸成スルノ元ヲ作者アリ、注意ヲ要ス」と指示している⁶⁰⁾。こうした状況にあるにもかかわらず、慰安所規定の規制を緩和したのであるが、その結果は酒に酔った者によるトラブルの発生としてあらわれたようである。すなわち、同連隊は、2月1日の連隊会報で「飲酒者ノ外出ヲ禁止ス、特ニ飲酒シタル者ハ特殊慰安場ニ出入ヲ禁ス」ことを申し合わせた^{ママ}が、それでも状況は改善しなかった^{ママ}よう^{ママ}で、同月3日の連隊会報では「特殊慰安会場ニ酩酊シテ来ル者アリ、以後厳罰ニ処スヘシ」とあらためて決定している⁶¹⁾。なお、両慰安所規定には、慰安婦に対する暴力を禁止する規定はない。

次に、1938年2月7日に上海郊外の楊家宅に開設された慰安所の慰安所規定の場合では、「室内ニ於テハ飲酒ヲ禁ス」とか「規定ヲ守ラサル者及軍紀風紀ヲ紊ス者ハ退場セシム」とある⁶²⁾。しかし、飲酒した者の入場自体は特段規制していないことから、軍紀や風紀を乱さない範囲であれば酒に酔った者の入場は許容されていたのではないだろうか。また、この慰安所規定にも慰安婦に対する暴力を禁止する規定はみられない。

さらに、独立攻城重砲兵第2大隊第2中隊の事例をみてみよう。この部隊も軍紀・風紀が乱れており、1938年3月11日の中隊会報で「外出先ノ兵ノ行動不良ナリ、巡察者、憲兵ニ非違ヲ認メラルルカ如キ事無キ様ニ特ニ慰安所ニ於ケル行動ヲ慎ムヘシ」と指示され、さらに同月14日の中隊会報では「慰安所ニ於テハ行動ヲ慎ミ暴行ナト行ハヌコト」とされていること

60) 野戦重砲兵第14連隊第1大隊本部『陣中日誌 第五号』(1938年1月1日-1月31日)1938年1月29日の条。

61) 同前『陣中日誌 第六号』(1938年2月1日-2月28日)1938年2月3日の条。

62) 麻生徹男軍医が撮影した写真資料による(前掲『軍医官の戦場報告意見集』所収)。

から⁶³⁾、慰安婦に対する暴行事件が発生していたことをうかがわせている。そして、同月16日の独立攻城重砲兵第2大隊「常州駐屯間内務規定」⁶⁴⁾に記された慰安所使用規定のなかでは、「慰安所内ニ於テ飲酒スルヲ禁ス」・「酒気ヲ帯ヒタル者出入ヲ禁ス」とし、「営業者ニ対シ粗暴ノ行為アルヘカラス」としている。以上の経過から、慰安所における第2中隊所属の兵士の素行不良が目にあつたため、慰安所規定における飲酒や暴力についての規制が厳しくされたことがわかる。

最後に、独立山砲兵第3連隊の事例をみてみよう。この部隊が1939年11月14日に制定した慰安所規定には、「飲酒酩酊セルモノハ入所ヲ禁ズ」, 「慰安婦ニ対シ粗暴ナル行動ヲナスベカラズ」との規制があるが⁶⁵⁾、1940年10月11日に制定した慰安業務規定では、「慰安婦及営業者ニ対シ粗暴ノ言動ヲ禁ズ」とあるものの、酒に酔った者の入場を禁止する規定はなくなっている⁶⁶⁾。

このように、日本軍は、慰安所規定において飲酒や暴力を一律に規制し

63) 独立攻城重砲兵第2大隊第2中隊「陣中日誌」(1938年3月1日-3月31日)、前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成② 防衛庁関係公表資料(上)』所収。この部隊は兵士の素行不良が問題になっており、3月16日の中隊会報では「城内外ニテ婦女子ニ暴行ヲ加ヘントセシ者アリ」, 「濫リニ民家ニ立入り婦女子ヲ探ス者アリ」との指摘がある(同前)。また、同年1月26日の警備隊会報では「昨日九歳ノ女兒ニ暴行セシモノアリ、調査ノ結果同女ハ花柳病ニ感染シアリ之ニ鑑ミ各隊ノ花柳病患者ニ注意スヘシ」としている(独立攻城重砲兵第2大隊第2中隊「陣中日誌」1938年1月1日-1月31日、同前所収)。ここで問題にされているのは性病についてであつて、子どもに対する性犯罪ではないというのはどうしたことであらうか。

64) 前掲『従軍慰安婦資料集』および前掲『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成② 防衛庁関係公表資料(上)』所収。

65) 前掲「資料紹介 独立山砲兵第三連隊『森川部隊特種慰安業務ニ関スル規定』」。

66) 前掲「資料紹介 独立山砲兵第三連隊『高森部隊特殊慰安業務規定』」。

ていたわけではなかった。また、独立攻城重砲兵第2大隊の事例が示すように、各部隊の取組みとして規制を厳しくすることは可能だったが、それとは逆に、飲酒に関する規制を緩和していった事例を確認することができる。これは、慰安婦への加害者が厳罰に処せられることがなかったことも相まって、慰安婦への暴力・虐待が発生する温床になったと思われる。

そして、日中戦争期の慰安所規定のなかには、「接客婦ハ舎営司令官ノ許可ナク指定地外ニ出スコトヲ得ス」⁶⁷⁾、「業者ハ特ニ許シタル場合以外ニ外出スルヲ禁ス」⁶⁸⁾、「慰安婦ノ外出ニ関シテハ連隊長ノ許可ヲ受クヘシ」⁶⁹⁾としている事例があるほか、「営業関係者（使用人、慰安婦、女給共）」の「散歩行動区域」を図で規制している事例がある⁷⁰⁾。慰安婦は業者による拘束に加え、軍によっても外出の自由を奪われていたのである。これに加えて、軍人・軍属の相手を拒否する権利や慰安婦を辞める自由もなかった（以上のような権利・自由を書き込んだ慰安所規定はこれまでのところ確認されていない）。

このように、慰安婦とされた女性は、自由と自己決定権を奪われた状態で慰安所に閉じ込められていたのであり、酒に酔って暴力を振るう軍人・軍属から逃れる術はなかったのである。

67) 前掲「資料紹介 野戦重砲兵第14連隊の『特種慰安所仮規定』と『特殊慰安所取締規定』」。なお、ここでいう舎営司令官とは、野戦重砲兵第14連隊長である。

68) 独立攻城重砲兵第2大隊「常州駐屯間内務規定」（1938年3月16日）、前掲『従軍慰安婦資料集』所収。

69) 前掲「資料紹介 独立山砲兵第三連隊『森川部隊特種慰安業務ニ関スル規定』」。

70) 前掲「資料紹介 独立山砲兵第三連隊『高森部隊特殊慰安業務規定』」。

おわりに

最後に、本稿の検討内容を整理しておきたい。まず、中国戦線に派遣された日本軍の軍紀・風紀は非常に乱れていた。泥沼化した中国戦線に長期間拘束されて人生設計の見通しを失い、いつ戦死（戦病死）するかわからない状況下に置かれて自暴自棄・利他的となった軍人は粗暴となり、飲酒をきっかけとして感情を爆発させ、対上官犯や対住民犯罪などのトラブルを引き起こしたのである。そして、当時、軍人に酒と慰安所しか提供しない軍の在り方は、事件や犯罪の発生防止の点から問題であることが軍医から指摘されていたのであった。

このような状況にあったからこそ、酒に酔った軍人・軍属が多数行き交う慰安所において、対上官犯や軍人同士の抗争、慰安所の破壊や放火、慰安婦への暴行・傷害事件が発生したのである。また、彼らが武器を携行して慰安所に入内りできることが、深刻な事件を引き起こす原因となっていた。現地部隊においては、慰安所は、軍人を「慰安」することによって軍紀を維持することが目的とされたが、本稿における検討内容を踏まえるならば、実態としてはかえって軍紀や風紀を乱す場と化していたケースが多かったのではないかと推察される。

次に、慰安所で発生した犯罪やトラブルのなかでも、最も多発したのが慰安婦に対する暴行・傷害事件であった。対上官犯や軍人同士の抗争の場合には、自らに危険がおよぶことに加え、後に厳しく処罰されるリスクを負うことになるが、慰安婦は自分達よりも立場が弱い女性であり、その多くが中国人や朝鮮人であったことへの差別意識や慰安婦に対する蔑視観があったことに加え、加害者への処罰が甘かったことも相まって、軍人・軍属が激しい暴力を振るうにいったと推察される。

また、慰安婦に対する暴行・傷害事件は、1941年5月以降の華中では毎

月のように発生していたことを確認することができるが、それらは現存する資料から認められたものに過ぎず⁷¹⁾、しかも、資料に記録が残されているものの大半は、通報されるにいたった目に余る事件であったと推察されることから(表沙汰にはならなかったことから、記録には残されなかった暴行などが多数発生していたと思われる)、本稿が明らかにした事例は氷山の一角に過ぎないであろう。慰安婦に対する暴行・傷害は一部の特殊な事件ではなく、中国戦線における各地の慰安所でしばしば発生していたと考えるのが自然なように思われる。

そして、慰安婦への加害者に対する処罰は、部隊で「嚴重訓戒」・「嚴諭」程度で済まされていることが多かった。これは、慰安所で軍人同士が抗争した場合の加害者に対する処罰と比較すると非常に甘い処罰であった。慰安婦は、加害者への処罰という点で差別的な扱いを受けていたのである。しかも、慰安婦への加害者が憲兵隊に引き渡され、軍法会議で審理されたとしても厳しく処罰されていたわけではなかった。

さらに、現在確認することができる慰安所規定からは、慰安婦に対する暴力やその一因となる飲酒についての規制が甘く、酒に酔った者の出入りについては規制を緩和した事例が認められる。こうした対応は、慰安婦への加害者が厳罰に処せられることがなかったことも相まって、慰安婦への暴力が発生する温床になったと思われる。また、慰安婦への暴力・傷害事件が頻発していたにもかかわらず、すべての慰安所規定に共通して慰安婦に対する暴力の禁止や酒に酔った者の入場を禁止する規制を明記する方向に向かわなかったことも無視できない。これらは、軍人・軍属による暴力から慰安婦を保護しようとする意識が希薄だったことを物語るものであ

71) 本稿では、資料上の制約から、華中については、1941年4月以前の事件は断片的にしか解明できなかった。また、華北の実態を示す資料が得られなかったほか、華南についてはごく一部の事件を示すことができたに過ぎない。

る。

こうした実態は、軍幹部にとっては、軍人の不満が軍隊内秩序に向う場合は問題だが、殺伐とした軍人の不満の捌け口として慰安所を位置づけている以上、そこで発生する問題は、ある程度は仕方がないものと捉えていたことを示していると考えられる。本来、暴行・傷害事件の再発を防止するためには、暴力や飲酒に関する規制を厳しくするとともに、加害者を厳罰に処することが必要であるが、日本軍がそのような措置を講じなかったという事実は、慰安婦とされた女性を犠牲にすることによって軍隊秩序を維持しようと考えた身勝手な軍の姿勢そのものを示しているのではないだろうか。

本稿で検討した内容は以上であるが、今後は、中国東北や、アジア太平洋戦争期の慰安所における軍紀・風紀の実態についても検討する必要があるだろう。また、日本軍の軍人・軍属による慰安婦に対する暴力については、男尊女卑の家父長制の問題、日本の男性文化の問題、慰安婦とされた女性は主に中国人や朝鮮人だったという民族差別の問題、貧しい者に対する差別の問題なども視野に入れた検討が必要であろう。これらの点を含め、今後、日本軍の慰安所に関する実態解明やその歴史的特質についてのより広範な研究が進むことを期待して、本稿を終えることにしたい。

